

宜 議 第 537 号
平成28年12月28日

議 長
大城 政利 殿

経済建設常任委員会
委員長 呉屋 等

委員会審査結果について（報告）

第402回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成28年 12月7日	平成28年 12月7日	市民経済行政に関する事務（自治会加入促進に関する施策）について、議案第82号、議案第78号、議案第79号、陳情第54号、陳情第66号
平成28年 12月8日	平成28年 12月8日	議案第94号、議案第95号、陳情第60号、陳情第77号
平成28年 12月9日	平成28年 12月9日	議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第82号、議案第94号、議案第95号、陳情第13号、陳情第17号、陳情第54号、陳情第55号、陳情第60号、陳情第66号
平成28年 12月15日	平成28年 12月15日	陳情第55号、陳情第66号、意見書第25号
会議日数 4日間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第77号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	平成28年12月6日	平成28年12月9日	原案決可
議案第78号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	平成28年12月6日	平成28年12月9日	原案決可
議案第79号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	平成28年12月6日	平成28年12月9日	原案決可
議案第82号	平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)	平成28年12月6日	平成28年12月9日	原案決可
議案第94号	市道の認定について	平成28年12月6日	平成28年12月9日	原案決可
議案第95号	市道の廃止について	平成28年12月6日	平成28年12月9日	原案決可
陳情第54号	市内企業(土木建設コンサルタント)に業務優先発注と高度で規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について	平成28年12月6日	平成28年12月9日	採択
陳情第55号	沖縄県独自の特定失踪者救出の為の啓発活動についての陳情	平成28年12月6日	平成28年12月15日	趣旨採
陳情第60号	我如古4丁目バイパス周辺から嘉数小学校に至る下水(排水)処理改善についての要望	平成28年12月6日	平成28年12月9日	趣旨採
陳情第66号	宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について	平成28年12月6日	平成28年12月15日	採択
陳情第13号	耐震診断費用の自己負担軽減について	平成26年12月9日	—	継審続査
陳情第17号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情	平成27年3月4日	—	継審続査
意見書第25号	米軍基地内工事における宜野湾市内建設業者への受注機会に関する意見書	—	平成28年12月15日	本会議へ提出

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成28年12月7日(水) 1日目

午前10時00分 開会

午後 4時16分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(なし)

--	--

○参考人(1名)

宜野湾市自治会長会会長	大城 ちえ子
-------------	--------

※外随行者2名

○説明員(7名)

建設部長	伊波 興博
水道局長	石川 康成
水道局総務課 経理係長	喜友名 達矢
教育部施設課 課長	嶺井 辰也

市街地整備課 課長	呉屋 武
水道局総務課 課長	與那原 類
教育部 次長	伊佐 英明

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○会議に付した事件

議 番	案 号	件 名
—		市民経済行政に関する事務（自治会加入促進に関する施策）について
議 第 8 2 号	案 号	平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）
議 第 7 8 号	案 号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議 第 7 9 号	案 号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
陳 第 5 4 号	情 号	市内企業（土木建設コンサルタント）に業務優先発注と高度で規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について
陳 第 6 6 号	情 号	宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について

平成28年12月7日（水）第1日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

市民経済行政に関する事務（自治会加入促進に関する施策）について

～参考人意見聴取～

○呉屋等 委員長 本委員会では、去る10月、島根県出雲市にて出雲市自治会等応援条例について調査を行った。8月に開催した市民との意見交換会でも自治会加入について多くの御意見を賜り、自治会への加入促進を図るための条例の制定が必要であると考えているが、自治会としてどのように考えるか。

○参考人 自治会に対する価値観が多様化している中で、加入するメリットが市民に伝わっていないと考える。条例の制定は、市全体で加入を促進する雰囲気醸成することにつながるため、必要であるとする。

○参考人随行者（新城副会長） 自治会の運営状況は厳しく、取り組みの幅を広げることができない状況である。条例制定のほか、市からの助成もふやしていただきたい。

○参考人随行者（松田書記） 加入促進条例制定を検討いただいていることについて感謝したい。加入を促す根拠となるため、ぜひ取り組んでいただきたい。現在、宅建業協会とも自治会加入促進に関する協定書の締結に向け、調整しているところである。

○呉屋等 委員長 12月6日に議員全員による全体会が開催され、当該条例の件も議題となった。本委員会で条例案を検討し、平成29年6月定例会に上程することを目指してまいりたいと説明したが「条例制定は早すぎるのではないか」との慎重な意見が出たため、特別委員会を設置し、検討することとなった。当初の想定よりはおくれが生じるものとする。

○参考人随行者（松田書記） 時間をかけてでもよい条例を制定していただきたい。

○呉屋等 委員長 自治会加入促進については、本委員会の所管であるため今後も自治会と意見交換をしてまいりたいが、どのような方法がよいと考えるかお聞きしたい。

○参考人 自治会長会役員は交代制であるため、自治会長全員との意見交換の機会を設けていただきたい。

○米須清正 委員 宅建業協会とはどのような協定を検討しているか。

○参考人 すでに沖縄市が協定を締結しているため、本市の宅建業協会担当者を含め、視察に伺った。沖縄市では平成29年4月からアパートのオーナーが居住者の自治会費を負担し、手数料を除いた金額を自治会へ納付する制度を開始する予定とのことである。

○米須清正 委員 それぞれの業者が単独で行うのか。

○参考人随行者（新城副会長） 業者が行うようである。納入の金額は500円で統一されているとのことであり、手数料を除いた350円が自治会へ納入される内容である。自治会ごとに自治会費は違うが納入金額が統一されていることや、アパート入居者は自治会費を負担していないにもかかわらず自治会員と同様に取り扱われることについて課題を抱えているようである。

○参考人 まずは制度をスタートさせてから課題を解決していくということではないかと考えている。協定を締結した後、協議会を立ち上げることとなり、PTAもメンバーとなっていた。

○参考人随行者（新城副会長） 協議会については、その他の団体も参加できるように規定しているようである。協定については、多くの団体との締結は時間を要するため、まずは市と自治会、宅建業協会の3者で協定書を締結したとの説明を受けた。

○参考人随行者（松田書記） 本市の宅建業者も協定については前向きであった。自治会も宅建業者もお互いに利益がある方法で協力し合うことが必要であると考える。市全体で自治会加入促進に取り組む意識が醸成されつつある。

○米須清正 委員 商工会も自治会加入促進に前向きであるため、連携を取りつつ、取り組んでいただきたい。

○知名康司 委員 市職員の自治会行事への参加状況は把握しているか。

○参考人 上大謝名区では把握していない。

○知名康司 委員 事業者の加入や活動参加状況はいかがか。

○参考人随行者（新城副会長） 事業者への加入促進も進めている。事業者の場合は賛助会員となるが、会費については各自治会で違いがあるようである。

○参考人 上大謝名区では事業者も世帯と同額の協力金を納入していただいているが、自治会活動へは参加いただけていない状況である。自治会としても参加を呼びかけるなど取り組んでまいりたい。

○知名康司 委員 会員の高齢化等により、班長の選任が難しくなっていると伺っているが、現在はどのような状況になっているか。

○参考人随行者（松田書記） 班ごとに協議して班長の選任をしているようで

ある。高齢者や若年者、アパート居住者等については配慮が必要と考えている。

○**知名康司 委員** 班長が見つからない場合、自治会長と書記が自治会費の徴収等を行うこととなり、負担が大きいと考える。

○**参考人** 自治会の抱える大きな課題である。自治会長や書記が代わりに対応した場合、他の班に連鎖してしまう懸念がある。

○**参考人随行者（松田書記）** 班長をやってよかったという声もある。そういった声を役員交代式等で伝えるよう努めている。

○**知念秀明 委員** 市議会が自治会加入促進に関する条例の制定を検討していることを他の自治会長が知っているのかお聞きしたい。

○**参考人随行者（新城副会長）** 他の自治会長にはこれから説明していきたいが、その際には当該条例を制定した自治体がどのように改善したか、効果を説明する必要があると考える。また、自治会加入率についてもある程度、数値目標を設定する必要があると考える。

○**呉屋等 委員長** 平成21年に市と自治会長会との話し合いの中で平成32年度までに加入率10%増を目指すことになっている。

条例を制定することにより、それぞれの団体の役割を明らかにし、加入促進活動の根拠になると考える。また、議会が条例を作成することにより、市に対し、より強い取り組みを行うよう規定することができる効果がある。

○**知念秀明 委員** 全自治会長との意見交換会の時期について、適切な時期はいつか。

○**参考人随行者（新城副会長）** 理事会と調整したほうがよいのではないか。

加入率の高い南風原町のある自治会では、自治会費を直接公民館で納めている。宜野湾市でも取り入れることができるのではないか。

○**呉屋等 委員長** 加入促進条例は、市民に対しては努力義務を規定するにとどまるが、市当局に対しては強制力のある規定を定めることができるため、議会が取り組むことが必要であると考え。今後とも自治会長会と意見交換を行い、条例制定に向け調査してまいりたい。

【審議結果】

質疑の段階で継続調査。

【議題】

議案第82号 平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○**宮城司 委員** 水道管の耐震化を行うに当たり、工事箇所はどのように選定

したのかお聞きしたい。

○水道局次長 平成23年度に事業認可をいただき、事業計画を立て、耐用年数40年を超えるものを優先的に耐震化している。

○宮城司 委員 今後、工事はどのように進めて行くのか。

○水道局次長 平成37年度までの事業計画に基づいて工事を行う。

○宮城司 委員 平成37年度までは工事箇所が決定しているのか。

○水道局次長 そのとおりである。

○宮城司 委員 工事予定箇所の資料をいただきたい。

○水道局次長 工事予定箇所を示した地図を提供してまいりたい。

○宮城司 委員 水道施設に適用できる防衛予算等はないのか。

○水道局次長 現在、防衛予算は活用していない。維持管理事業には適用が難しいようである。内閣府の跡地利用に関する補助金活用についても調整しているが、ソフト事業に対する補助金であるため、水道事業への適用は難しいが今後とも調整してまいりたい。

○知名康司 委員 消火栓の設置費についてお伺いしたい。

○水道局次長 未整備の2栓と今回の補正予算計上分の12栓を加え、14栓整備予定である。

○知名康司 委員 全25栓の整備に対し、11栓が新設、残りの14栓が改良ということか。

○水道局次長 そのとおりである。

○知名康司 委員 消火栓の設置に関し、基準があればお聞きしたい。

○水道局次長 消防法、水道施設基準に規定があり、管路の200メートル以内に1基を目標とすることになっている。

○知名康司 委員 消火栓は地中にあるのか。

○水道局次長 そのとおりである。

○知念秀明 委員 1月から3月までの工期で配水管12カ所の工事を予定しているが、一括して発注するのか。

○水道局次長 工区ごとに分割して発注予定である。

○知念秀明 委員 3工区に分かれているため、3業者が選定されるのか。

○水道局次長 そのとおりである。

○米須清正 委員 耐震管はこれまでの管とどのように違うのか。

○水道局次長 継ぎ目の部分が改良されているため、耐震性のある管である。

○米須清正 委員 上下の動きに対応するものか。

○水道局次長 上下だけでなく横の動きにも対応できるものである。

○米須清正 委員 志真志区の工事はいつごろを予定しているか。

○水道局次長 新城区と志真志区は同じ工区となっており、どちらから工事を

開始するかは受注業者により決定することになる。当該工事は1月に契約を行い、3月末までの工期で準備を進めているが、工期が短いため、国に対し繰り越しの可否について調整を行っている。

○米須清正 委員 既設の古い管の取り扱いはどうするのか

○水道局次長 撤去する予定である。

○伊佐哲雄 委員 耐震管の素材は何か。

○水道局次長 鋳物である。

○伊佐哲雄 委員 鋳物であれば地中の動きに対応できないのではないか。

○水道局次長 管自体は鋳物製だが、継ぎ目部分に改良がされており、耐震性のある管である。

○伊佐哲雄 委員 上水道の管更新時に下水道の管を更新する予定はないか。

○水道局次長 下水道課においては、管の長寿命化診断の結果を踏まえ、補助をいただいて更新を検討すると伺っている。

○伊佐哲雄 委員 下水管とは関連していないのか。

○水道局次長 下水管とはシステムが違うため、関連していない。

○呉屋等 委員 水道局においては、入札時に取り抜け方式を採用しているか。

○水道局次長 平成28年前半においては業者を細かく分けたため採用していないが、今回の工事3件のうちAクラスの工事2件について採用予定である。

○呉屋等 委員 水道管の工事について、工期の繰り越しは可能なのか。

○水道局次長 水道事業は単年度会計のため繰り越しはできないが、配水管の工事については理由を付して明許繰越ができることになっている。今回は11月半ばに内示をいただき、1月に工事契約をすることとなっており、3月までに工事を終えるのは難しいことから、繰り越しについて国と調整している。

○呉屋等 委員 明許繰越が認められなかった場合、現在ある3工区をさらに分けて設定することも検討しているか。

○水道局次長 工区を分けることも検討している。工期については、3月までの工期で契約し、延長の手続きを取るか、または、当初から来年度までの工期を設定するかについて、県や国と調整しているところである。

○呉屋等 委員 いずれにしても明許繰越が認められてから入札をするという理解でよいか。

○水道局次長 そのとおりである。

○知名康司 委員 補正予算書の9ページにある収入と支出が合っていない理由について伺いたい。

○水道局次長 今回の補正に関する部分を抜粋しているためである。

○知名康司 委員 国の経済対策追加補正として計上されている予算2億2,400万円の半分を市の単費で負担するのか。

○水道局次長 そのとおりである。

【審議結果】

質疑の段階で継続調査。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時53分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第78号 平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

○濱元朝晴 委員 当該区画整理事業の完了年についてお聞きしたい。

○市街地整備課長 平成29年度までの予定である。現在の進捗状況としては、今年度末に補償を完了し、来年度までに造成工事を完了する予定である。ただし、換地については平成29年度末から3年程度かかる予定である。

○濱元朝晴 委員 何筆の造成工事を予定しているか。

○市街地整備課長 3街区を予定している。

○濱元朝晴 委員 3街区の中に保留地はいくつあるか。

○市街地整備課長 4カ所である。

○濱元朝晴 委員 遊歩道の整備についてお伺いしたい。

○市街地整備課長 平成29年度以降、保留地処分金を活用して整備する予定である。

○濱元朝晴 委員 公園の整備についてお伺いしたい。

○建設部次長 しちやばる公園、ていーちがー公園の整備を優先する予定である。

○濱元朝晴 委員 かにくばる公園の整備計画はどのようになっているか。

○建設部次長 財政状況を見ながら進めてまいりたい。

○濱元朝晴 委員 仮設住宅はいつまで使用予定か。

○市街地整備課長 13棟の仮設住宅のうち3棟を来年度まで使用し、その後撤

去する予定である。

○濱元朝晴 委員 使用していない10棟の撤去はいつごろを予定しているか。

○市街地整備課長 今後検討する予定である。

○濱元朝晴 委員 慎重に事業を進めていただきたい。

○知念秀明 委員 墳墓の補償について、住宅と同様に補償額を積算するのか。

○市街地整備課長 県の基準に基づいて、他の建築物と同じように積算する。

○知念秀明 委員 当該区画整理地内には61件の墓地があるが、全てが墓地街区に集約されたのか。

○市街地整備課長 地権者の意思によるが、基本的には墓地街区へ移動していただくことを予定している。

○知念秀明 委員 亀甲墓は墓地街区に移動できるのか。

○市街地整備課長 亀甲墓であっても移動は可能である。

○建設部次長 墓地街区については、移動後の土地の評価が高くなるように通路を2メートル以内に抑える等の配慮をしており、従前の土地と同規模の墓を建てられるものと考えている。

○知念秀明 委員 墓地の減歩率はどのくらいか。

○建設部次長 従前から通路に接している場合は数%、それ以外の土地は通路に接する土地への移動となるため10%から15%程度の減歩となる。

○米須清正 委員 公園の遊具は市の管理となるか。

○建設部次長 4カ所の公園整備を予定している。かたばる公園はすでに整備済みである。しちやばる公園、ていーちが一公園、かにくぼる公園に関してはこれから整備予定である。

○米須清正 委員 遊具の管理者についてお聞きしたい。

○建設部次長 市の施設管理課で管理する予定である。

○知念秀明 委員 遊具を設置する際には何らかの基準があるのか。

○都市計画担当技幹 特に基準はなく、標準的な遊具を設置している。

○知念秀明 委員 プラスチック製の遊具か。

○都市計画担当技幹 ファイバー製の遊具であり、組み立てて使用するものである。敷地の面積や公園のコンセプトに応じて選定し、配置している。

○知念秀明 委員 鉄製のブランコやコンクリート製のすべり台等は使用しないことになっているのか。

○都市計画担当技幹 以前は管理の面からコンクリート製を設置していたが、多様な用途に対応するため、パーツを組み立てて使用することができるファイバー製の遊具を設置するようになっている。

○宮城司 委員 遊歩道の整備計画についてお聞きしたい。

○市街地整備課長 平成29年度以降に保留地処分金を活用し、数年以内に整備

する予定である。

○宮城司 委員 詳細な計画はないか。

○市街地整備課長 詳細な計画はないが、平成30年度には整備したい。

○宮城司 委員 遊歩道の完成イメージはどのようになるのか。

○市街地整備課長 完成後のイメージはまだ作成しておらず、自治会等の関係機関と調整し、進めてまいりたい。

○知名康司 委員 平成28年度中に補償契約を完了することだが、物件の取り壊しはいつごろを予定しているか。

○市街地整備課長 補償契約については、最後の3件を平成28年8月に契約した。2件の物件はすでに取り壊し済みであり、残りの1件は平成29年3月末までに取り壊す予定である。

○呉屋等 委員 今回、職員の給与についても補正を行っており、4月の定期人事異動のためとの説明があったが、4月の定期人事異動であれば12月より前の定例会等で補正すべきではないか。

○市街地整備課長 12月に人事院勧告があるため、職員の給与が確定してから補正を行った。

○呉屋等 委員 給与の補正を行う時期について規定があるか。

○市街地整備課長 特に規定はない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第79号 平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 歳入のうち県支出金が減額となっているが、当初予算の段階では知り得ないのか。

○市街地整備課長 内示が4月以降に決定したため、補正するものである。

○知名康司 委員 減額となったことでどのような影響があるか。

○市街地整備課長 歳入が減額となったことにより歳出も減額となる。

○知名康司 委員 職員給与の補正について、異動となった職員は何名か。

○市街地整備課長 2名である。

○知名康司 委員 臨時職員の賃金の減額補正についてお伺いしたい。

○市街地整備課長 採用がなかったため、3カ月分の空きが生じたことが主な

理由である。

○建設部次長 任用期間に空きが出たことに加え、当初予定していた技術職の応募がなかったため、一般職の臨時職員を任用したことにより、給与に差が生じたことも要因の一つである。

○宮城司 委員 土地区画整理沖縄振興公共投資交付金とは、一括交付金か。

○市街地整備課長 街路事業に適用できる補助金で、一括交付金とは異なる。

○宮城司 委員 当該補助金が減額となった理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 国から県に交付される額が減となったためである。

○宮城司 委員 宇地泊第二土地区画整理事業では当該補助金が適用とらない理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 宇地泊第二土地区画整理事業においては、補助事業が終了したためである。

○宮城司 委員 減額により、市の単独費の裏負担分も減少するのか。

○市街地整備課長 そのとおりである。

○米須清正 委員 職員給与の補正に関して、職員2名分の明細があるが、住居手当と扶養手当以外は補正されていない理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 予算の流用で対応できるためである。

○米須清正 委員 住居手当が減額となったのは、借家に居住していた職員と持ち家に居住する職員との手当額の差のためか。

○市街地整備課長 そのとおりである。

○伊佐哲雄 委員 扶養手当の計算方法についてお伺いしたい。

○建設部次長 手当の計算は人事課にて行うため、把握していない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第54号 市内企業（土木建設コンサルタント）に業務優先発注と高度で規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について

～参考意見聴取～

○建設部次長 市内建設コンサルタントに関する指名状況を御説明したい。市内の土木関係コンサルタントで登録されている業者は23社あり、そのうち16社が宜野湾市調査測量設計会に加盟している。内訳は土木・測量関係の業者が13社、磁気・土質調査関係が3社である。測量・土木設計や調査業務に関しては市内業者を優先しているが、都市計画やまちづくりに関する業務に関しては特殊な知識や経験を要するため、実績を重視し、市外の業者に発注することも多々

ある状況である。

○市街地整備課長 西普天間住宅地区の事業計画書の原案作成、都市計画決定原案作成のほか、測量業務等に関する業務において、市内業者を含めた共同企業体に発注した事例がある。測量業務に関しては市内業者でも対応できるため、市内業者を構成員に加えた5社による共同企業体に発注したものである。

○教育部次長 新設学校給食センターの設計業務に関しても市内業者が共同企業体の構成員として含まれている。志真志小学校の増築工事についても市内業者に設計等を委託している状況である。

○施設課長 施設課で担当している業務のうち、設計に関する業務はほぼ市内業者が占めている状況である。

○伊佐哲雄 委員 土木建設コンサルタントとはどのような業務を行うのか。

○建設部次長 市に登録されているコンサルタントの中から指名を行う。建設関係や土木、調査関係等の種別に分かれており、一つのコンサルタントが複数の種別に登録している場合もある。

○伊佐哲雄 委員 コンサルタントの定義のようなものか。

○建設部次長 建築工事、土木工事等の職種が違うため、それぞれの種別に登録している業者の中から指名するものである。

○伊佐哲雄 委員 業務の内容はどのようなものか。

○建設部次長 道路をつくる場合であれば、土木関係コンサルタントに設計を依頼し、測量が必要な場合は測量関係等、必要な工程で専門の業者に依頼しているところである。

○施設課長 建物を建てる際は、設計事務所や設備関係の会社に依頼し、基礎を打つ前に地盤調査を行う。工事の際には不発弾の調査として磁気探査を行う等、専門の調査を行っている。

○宮城司 委員 宜野湾市建設工事共同企業体取扱要綱を提供いただきたい。また、第4条についてお聞きしたい。

○市街地整備課長 資料を提供してまいりたい。第4条では、代表者及び構成員の出資比率について規定している。共同企業体が2業者の場合、最小出資比率は30%以上、3業者の場合、最小出資比率は20%以上となっている。

○宮城司 委員 出資比率が30%以上を宜野湾市内の業者にするということか。

○教育部次長 市内外問わず、共同企業体での構成員の出資比率について定めたものである。

○施設課長 建築の場合は、実際の業務内容の8割が建築設計業務、残りが設備設計業務となっており、共同企業体の構成員が協議して決定している。

○建設部次長 本要綱は工事に関する規定であり、委託に関しては規定がない。今回の陳情はそれを委託業務でも準用していただきたいというものである。

委託の中では業務を規定どおりに分けるのは難しい部分がある。

○宮城司 委員 陳情では都市計画業務等の受注状況が市外偏重となっていると指摘されているが、その原因をお聞きしたい。

○建設部次長 都市計画業務は委員会やワークショップの開催等、実績がなければ難しい部分があるため、経験のある市外業者に発注している状況である。

○教育部次長 博物館の展示室等の工事等、特殊な工事については市外業者に依頼している状況である。

○宮城司 委員 構成員に市内業者を加えることはできるのか。

○建設部次長 共同企業体の構成員として市内業者が加わっている事例はある。

○宮城司 委員 博物館展示室等でも市内業者を共同企業体の構成員として加えた形では業務が難しいか。

○教育部次長 市内業者を構成員とした形で入札に参加していただきたい。委託の場合は専門分野によって仕事量が変わってくるため、共同企業体取扱要綱を準用するのは難しいと考えるが、検討してまいりたい。

○宮城司 委員 構成員としてでも実績をつくれるよう配慮していただきたい。

○知名康司 委員 陳情者からは、那覇市、浦添市、沖縄市、うるま市では市内建設コンサルタントがほぼ100%指名発注をしており、宜野湾市内業者の受注機会が皆無であると指摘されているが、状況を把握しているか。

○建設部次長 他市の状況については把握していないが、本市でも市内業者へ優先して発注するよう配慮している。業務内容によってはやむを得ず市外業者に発注する場合もある。

○知名康司 委員 市内業者で対応可能な案件についても市外発注となっていることも指摘されているが、いかかが。

○建設部次長 業務の実績、技術者の人数等については把握しているが、技術力は把握できないため、判断が難しい部分である。

○知念秀明 委員 まちづくり業務関係で実績のある市内業者はいないのか。

○建設部次長 現在、都市計画課で進めている都市計画マスタープランの作成業務を例に挙げると、委員会等の立ち上げや運営には知識と経験が必要であることから、市外業者が受注している状況である。

○知念秀明 委員 拠点返還地隣接地区（インダストリアル・コリドー地区）に係る跡地利用基礎調査業務委託では市内業者の海邦技研が指名業者に入っているが、指名された理由をお聞きしたい。

○建設部次長 海邦技研は準市内業者であり、区画整理事業での実績があるため指名したものである。

○宮城司 委員 文化財発掘調査等においても市内業者では対応が難しいのか。

○教育部次長 文化財発掘に関する磁気探査等においては市内業者がほぼ受注

しているが、発掘に関しては専門的な知識が必要であるため、市外業者の受注が多い状況である。

○呉屋等 委員 本件について、市長へも陳情されているか。

○建設部次長 市長へも陳情されている。

○呉屋等 委員 担当部局ではどのような議論がなされているか。

○建設部次長 正式に検討してはいないが、部内で回覧し、意見交換を行っている段階である。

○呉屋等 委員 平成27年の1月から12月までの宜野湾市発注の業務委託受注状況について整理した資料をいただきたいが、いかがか。

○建設部次長 契約検査課と調整し、提出してまいりたい。

○呉屋等 委員 委託契約の入札において、最低制限価格の導入やプロポーザル方式の導入等は行っているか。

○建設部次長 最低制限価格、プロポーザル方式、ともに採用されている。

○呉屋等 委員 業務を行う際に実績が必要であることは理解できるが、実績のない市内業者はいつまでも指名されなくなってしまうため、実績に変わる要素を考慮できないか。

○建設部次長 実績を積むためにも指名する必要があることは理解している。事業の規模によっては共同企業体を組んでいただき、市内業者が構成員となる機会をふやすことを検討してまいりたい。

○呉屋等 委員長 ぜひ、検討いただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第66号 宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について

～参考意見聴取～

○建設部次長 所管である建設部における工事においては、ほぼ市内業者を指名している状況である。土木関係においては、6,000万円以上はAランク、3,000万円以上6,000万円未満はBランク、1,000万円以上3,000万円未満はCランク、1,000万円未満はDランクの業者を指名している。また、建築関係においては、9,000万円以上はAランク、4,000万円以上9,000万円未満はBランク、1,000万円以上4,000万円未満はCランク、4,000万円未満はDランクの業者を指名している。

○宮城司 委員 陳情書には市内業者が受注するには条件が厳しいとあるが、

先ほどの説明と矛盾していると考えますが、いかがか。

○建設部次長 宜野湾市が発注するものではなく、防衛局の発注工事等に関する記述であると考える。

○呉屋等 委員 本件については、市長へも陳情が出されているか。

○建設部次長 他の部署については把握していないが、建設部には陳情書は届いていない。

○知名康司 委員 普天間飛行場内施設の補修工事の予定について、情報はなにか。

○建設部次長 現在のところ、具体的な情報は得ていない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後4時16分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成28年12月8日(木) 2日目

午前10時00分 開議
午後 3時42分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(なし)

--	--

○説明員(7名)

建設部 次長	伊波 興博
下水道課 課長	新垣 勉
下水道課 建設係長	永山 悟
土木課 管理係長	宮城 政勝

市街地整備課 課長	呉屋 武
下水道課 業務係長	玉元 智
土木課 課長	又吉 直広

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○会議に付した事件

議 番	案 号	件 名
議 第 9 4 号	案 号	市道の認定について
議 第 9 5 号	案 号	市道の廃止について
陳 第 6 0 号	情 号	我如古4丁目バイパス周辺から嘉数小学校に至る下水（排水）処理改善についての要望
議 第 7 7 号	案 号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第402回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成28年12月8日（木）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第94号 市道の認定について

議案第95号 市道の廃止について

《 現 場 視 察 》

※市道真栄原11号、53号、我如古4丁目付近の市道及び長田地区コミュニティ供用施設について現場視察を行った。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時02分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時03分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第94号、議案第95号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 市道を認定する意義についてお聞きしたい。

○建設部次長 道路の管理者を明確にすることが目的である。

○知名康司 委員 認定される以前は私道であったのか。

○建設部次長 これまで市道として認定していた道路を廃止し、これから計画する道路を新たに認定するものである。一部私道も含まれる。

○知名康司 委員 新たに計画する部分について御説明いただきたい。

○建設部次長 新たに計画する市道には、現在私道である部分も含まれるが、道路として認定されているわけではなく、新たに道路を整備し、市道として認定するものである。

○知名康司 委員 当該道路整備について、これまでの経緯をお聞きしたい。

○市街地整備課長 佐真下土地区画整理事業については、昭和43年に都市計画決定し、昭和57年に真栄原3丁目周辺を組合施工で事業を開始した。平成13年には佐真下第二土地区画整理事業を開始した。その間も区画整理事業未着手地域について地権者と調整してきたが、合意が得られなかった。平成25年から7回の意見交換を行い、100数名の地権者から意見聴取を行った結果、道路整備によるまちづくりについておおむね合意が得られたものである。

○知名康司 委員 未着手地域は今後も区画整理事業を進めていく予定か。

○建設部次長 道路を整備することによって土地区画整理事業と同等の効果が認められることから、都市計画決定を廃止する手続を行う予定である。

○宮城司 委員 路線が2つに分かれている理由をお聞きしたい。

○建設部次長 真栄原11号は幅員が8.5メートル、真栄原53号は6メートルの幅員であるため、2つの路線として認定するものである。

○宮城司 委員 幅員が異なる理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 地権者の意見聴取を行った結果、真栄原11号は歩道を整備していただきたいとの意向があったため、幅員を広く設定した。真栄原53号は建物に影響するため、6メートル道路の整備を行うことで合意を得た。

○宮城司 委員 未整備の道路を認定することには問題はないか。

○建設部次長 特に問題はないと考える。

○宮城司 委員 地権者の合意を得て整備するものと考えてよいか。

○建設部次長 そのとおりである。

○宮城司 委員 当該道路整備が完了すると、これまで区画整理事業予定地として設定されていた規制が解除されると考えてよいか。

○建設部次長 そのとおりである。道路を整備することで区画整理事業と同等の効果が認められるため、都市計画決定を廃止するものである。

○宮城司 委員 地権者はその旨を理解しているか。

○建設部次長 これまで7回の意見交換会を行っており、合意形成が取れている。平成28年12月21日に都市計画決定の変更に関する説明会を行う予定であり、平成29年1月には都市計画審議会に諮り、今年度中には都市計画決定の変更を行う予定である。

○宮城司 委員 当該道路に関して、図面での資料をいただきたい。

○市街地整備課長 提供してまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 土地区画整理事業未着手地域について、どのような方法で合意の有無を確認したのか。

○市街地整備課長 土地区画整理事業に関する全体説明会で確認した。

○伊佐哲雄 委員 地権者の中には区画整理事業によるまちづくりを要望する方もいたのではないかと考えるが、個別の意見聴取はどのように行ったのか。

○市街地整備課長 すべての地権者にアンケート調査を行い、道路整備によるまちづくりがおおむね合意を得られた。

○米須清正 委員 真栄原11号は幅員8.5メートルであるが、白線を引き、2車線の道路になるのか。

○建設部次長 8.5メートルの幅員ではあるが、うち2.5メートルは歩道であり、車道部分は6メートルであるため白線を引くには十分な幅員が取れないものと考ええる。

○米須清正 委員 一方通行ではないと考えてよいか。

○建設部次長 一方通行ではなく、通常の道路と同様である。

○米須清正 委員 側溝も整備するのか。

○建設部次長 両側に側溝を整備する予定である。

○知念秀明 委員 これまでに土地区画整理事業から道路整備事業に変更となったことによって都市計画決定を廃止した事例はあるか。

○建設部次長 今回が初めてである。

○知念秀明 委員 都市計画決定された市道を廃止したことはあるか。

○建設部次長 我如古線という道路について、県道と機能が重なるため検討委員会で廃止し、市道我如古21号として整備を行った例がある。

○濱元朝晴 委員 本件道路の整備による影響について調査を行ったのか。

○建設部次長 生活道路としての整備であるため、調査は行っていない。

○濱元朝晴 委員 交通の流れ等への影響に注視していただきたい。

○建設部次長 確認し、対応を検討してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後2時48分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時49分）

【議題】

陳情第60号 我如古4丁目バイパス周辺から嘉数小学校に至る下水（排水）処理改善についての要望

～参考意見聴取～

○土木課長 平成24年度に当該箇所付近2カ所の改修工事を行ったことにより改善しているが、その後もゲリラ豪雨等による冠水があることは把握している。今後、整備を検討してまいりたい。

○濱元朝晴 委員 側溝にごみがたまっているということもあるのではないかと考える。側溝の状態の確認等、市が行うべきか。

○土木課長 市道であるため市が行うべきものであるが、常に状態を把握できるわけではなく、問題が生じた際に対応している。側溝の異物を除去することで改善する可能性もあるため、対応を検討したい。

○濱元朝晴 委員 降雨時の状況を確認し、対応していただきたい。

○土木課長 現場調査を行い、対応してまいりたい。

○管理係長 午前中に現場を視察した際、側溝にコンクリート製のブロックが設置されていた。市が設置したものかを確認した上で撤去を検討したい。

○知名康司 委員 陳情者によると、道路整備を行ったが改善されなかったとの指摘があるが、いかがか。

○建設部次長 当時よりも宅地化が進んだことにより、道路に水がたまりやすくなっていることが主な要因であると考ええる。

○知名康司 委員 年間の被害の頻度を確認していただきたい。

○土木課長 地域住民からも聞き取り、把握に努めてまいりたい。土地利用の変化や異常気象等も原因の一つではないかと考える。通常側溝は3年に1度程度の大雨を想定しており、異常な量の降雨については対応できない場合もある。修繕が必要かについては、側溝の異物除去等の対応を行った上で検討してまいりたい。

○宮城司 委員 陳情者によると、毎年6月の梅雨の時期に氾濫がおこると指摘されているが、いかがか。

○土木課長 先ほどの3年に1度程度との説明は計算上の想定に関するものである。道路にわだちができており、水がたまりやすくなっていることも考えられる。大雨時には現場を調査し、対応を検討してまいりたい。

○宮城司 委員 陳情者から毎年冠水が起きていることや排水溝から汚水が氾濫していると指摘されているが、把握しているか。

○土木課長 冠水が起きていることは把握しているが、排水溝から汚水が氾濫しているということについては把握していない。

○宮城司 委員 平成24年度の工事のあとも改善がなされていないことは認識しているか。

○土木課長 降雨の状況によって対応できていないことについては把握している。

○宮城司 委員 家屋への被害については把握しているか。

○土木課長 家屋への浸水被害については把握していない。

○呉屋等 委員 家屋への浸水の場合は消防が出動すると考えるが、土木課へも連絡が来るのか。

- 土木課長 浸水等が発生した場合、土木課に連絡が来ることになっている。
- 呉屋等 委員 当該地域には浸水等による消防の出動はなかったのか。
- 土木課長 今年度は出動したとの報告は来ていない。過去の資料にもそのようなことは記録がなかった。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第77号 平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 ポンプ場電気保安業務委託に関し、不測の事態に備えて債務負担行為を設定するとの説明を受けたが、どのような事態を想定しているか。
- 下水道課長 停電等によりポンプが停止した場合等を想定しており、4月1日から即座に対応できるよう債務負担行為を設定するものである。
- 伊佐哲雄 委員 日常のメンテナンスの維持のためと考えてよいか。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 債務負担行為の限度額はどのように決定するのか。
- 下水道課長 ポンプ場電気保安業務や下水道台帳管理システム保守管理業務等については、設計書により積算しており、下水道施設維持管理業務委託等については過去の実績から想定して設定している。
- 宮城司 委員 不測の事態に対応するためということだが、年間で対応回数等を設定して委託契約を行うのか。
- 下水道課長 不測の事態に対応するためとは、年度の切れ目に当たる4月の段階で契約がなされていない場合に対応できなくなることを防ぐため、あらかじめ契約を行い、4月1日から対応できる体制を整えるものである。
- 宮城司 委員 市債の減額補正に関し、起債対象外の事業を実施する必要があるためとの説明がなされたことに関し、詳しく御説明いただきたい。
- 下水道課長 ポンプ場の工事等については起債の対象となるが、現在、県と関係市町村で行っている調査が起債対象外の事業となっている。
- 宮城司 委員 事業を行っているにもかかわらず起債が減となるのか。
- 下水道課長 別の補助金を活用できるため、補助率が変更となったことや当初予定していた工事が実施できなかった分も含まれたためである。
- 知名康司 委員 下水道事業費の職員給与について御説明いただきたい。
- 下水道課長 異動した職員に給与の差があったことや、11月末に職員1名が

退職したためである。

○知名康司 委員 児童手当が20万円の増となっているが、予算書10ページには反映されていない理由をお聞きしたい。

○建設部次長 児童手当は職員手当に含まれないためである。

○知名康司 委員 今回債務負担行為を追加する6事業について、平成29年度までに設定している理由をお聞きしたい。

○下水道課長 ポンプ場電気保安業務委託、ポンプ場管理業務委託についてはこれまで3年間の債務負担行為を設定していたが、平成30年度に公営企業会計に移行することから1年間と設定した。その他の事業については例年どおり1年間の債務負担行為を設定している。

○知名康司 委員 公営企業会計となってどのような部分が変わるのか。

○下水道課長 出納整理期間がなくなるため、3月31日に会計を締める必要がある。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後3時42分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成28年12月9日(金) 3日目

午前10時18分 開議
午後 0時33分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

議長	大城 政利
----	-------

○欠席委員(なし)

--	--

○参考人(3名)

宜野湾市調査測量設計会長	名 嘉 安 嗣
宜野湾市商工会建設部会長	仲 本 賢 一 郎
特定失踪者家族	浜 端 俊 明

※外随行者5名

○説明員(なし)

○議会事務局職員出席者

主 事	渡 嘉 敷 真
-----	---------

○会議に付した事件

議 番	案 号	件 名
議 第 7 7 号	案 号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議 第 7 8 号	案 号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議 第 7 9 号	案 号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議 第 8 2 号	案 号	平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）
議 第 9 4 号	案 号	市道の認定について
議 第 9 5 号	案 号	市道の廃止について
陳 第 5 4 号	情 号	市内企業（土木建設コンサルタント）に業務優先発注と高度で規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について
陳 第 5 5 号	情 号	沖縄県独自の特定失踪者救出の為の啓発活動についての陳情
陳 第 6 0 号	情 号	我如古4丁目バイパス周辺から嘉数小学校に至る下水（排水）処理改善についての要望
陳 第 6 6 号	情 号	宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について
陳 第 1 3 号	情 号	耐震診断費用の自己負担軽減について
陳 第 1 7 号	情 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

第402回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成28年12月9日（金）第3日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時18分）

【議題】

陳情第54号 市内企業（土木建設コンサルタント）に業務優先発注と高度で規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について

～趣旨説明～

○参考人 宜野湾市における建設コンサルタント業務の発注において、市内業者が指名いただけない状況が多々ある。近隣市町村においては、地元優先となっていることから宜野湾市内業者への優先発注をいただきたい。

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 本件は土木、建設に関する業務に対する陳情であると理解してよいか。

○参考人 土木調査、磁気探査、調査測量、環境調査、設計等の業務である。

○知名康司 委員 市内業者が受注できない理由について伺いたい。

○参考人 地元の業者を指名いただけない状況である。

○知名康司 委員 担当部署に確認したところ、特殊な知識や経験を要する業務については市外企業を指名することもあるとのことであったが、業者を評価する点数のようなものがあるのかお聞きしたい。

○参考人 県では総合評価制度を取り入れている。宜野湾市の場合は資格者の人数等によって評価されていると思われる。

○知念秀明 委員 市内業者においては、特殊な知識や経験を要する業務においては、共同企業体を組織する等で指名される可能性が高くなると考えるが、組織するに当たって技術的な問題はないか。

○参考人 相当な知識や経験が必要な業務については、共同企業体を組織して経験を積むことで技術力も向上することになると考える。

○知念秀明 委員 現在、海邦技研は準市内企業として指名を得ているが、海邦技研と共同企業体となることは可能か。

○参考人 可能である。

○知念秀明 委員 担当部署からも聞き取りを行ったが、経験がない部分が課題となっているようである。準市内業者や市外業者と共同企業体を組織することで技術力の向上を図ることができるのではないか。

○参考人 そのとおりであると考え。市内の業者が市外業者と共同企業体を組織し、受注することで経験や技術を向上させることができると考える。

○知念秀明 委員 本陳情は市内企業だけで共同企業体を組織し、指名いただきたいとの趣旨であると理解していた。市外の業者とも協力し、いずれ市内業者が単独で受注できるよう、取り組んでいただきたい。

○宮城司 委員 文化財の発掘調査、都市計画関係業務では市内業者の受注がない状況であるが、どのようにすれば改善すると考えるか。

○参考人 都市計画関係業務や文化財発掘業務においては、専門知識を要する分野であるが、大学教授等の専門的な方の意見を聴取することにより市内業者でも対応できると考える。

○宮城司 委員 市内業者の受注に向け今後も研究し、協力して取り組んでまいりたい。

○知名康司 委員 大企業が参入することによって入札額が低額になり、競争を強いられることもあるのか。

○参考人 現在は最低制限価格が設けられているためそのようなことはないが、現在の制限価格比率を90%から95%に引き上げていただきたい。

○知念秀明 委員 市外業者との共同企業体を組織するに当たり、協力できそうな業者はあるか。

○参考人 数社と協力できそうである。

○伊佐哲雄 委員 陳情書によると、那覇市、沖縄市、うるま市、豊見城市では地元企業がほぼ受注しているということは事実か。

○参考人 事実である。

○伊佐哲雄 委員 市内業者に比べ、市外業者のほうが技術的に優れているのか。

○参考人 ほぼ同一であると考えが、経験が重視されていると考える。

○伊佐哲雄 委員 市内業者としても受注機会をふやすための仕組みづくりが必要であると考えが、いかがか。

○参考人 金額の多少にかかわらず市外業者とも共同企業体を組織し、経験を積むことが必要であると考え。

○宮城司 委員 宜野湾市建設工事共同企業体取扱要綱には市内の業者を共同企業体の構成員とすることが義務づけられていないが、他市においてはどのようなになっているか。

○参考人 伊是名村でのダム工事や本市の西普天間住宅地区の跡地利用関係業務で地元の業者と市外、県外の業者が共同企業体を組織している例は把握している。

○米須清正 委員 市内業者の都市計画関係業務の受注が皆無であるが、業者から市への働きかけは行っていないのか。

○参考人 要請等を行っている状況である。

○米須清正 委員 陳情書の添付資料に挙げられている業務以外にも発注事業はあるか。

○参考人 少額な業務については、記載されていない業務もあると考える。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第66号 宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について

～趣旨説明～

○参考人 以下の5点について、沖縄防衛局へ要請していただきたい。

1、防衛局発注の工事について、評価対象地域が宜野湾市、北谷町、北中城村、中城村、西原町、浦添市の6市町村を普天間地域としているが、宜野湾市を特定評価地域として新たに設定し、加点していただきたい。

2、工期が長期に渡るため、配置技術者の人件費負担が大きいいため、受注から着手までの選任配置期間を考慮いただきたい。

3、防衛局発注以外の公共工事の施工実績が配慮されていないため、評価していただきたい。

4、県外の大手企業との共同企業体案件については、市内業者を構成員とすることについて評価点をふやしていただきたい。

5、工事の参加資格基準に係る経営事項審査の点数の幅が広すぎるため、大手の企業と競合することとなるため、市内業者に配慮していただきたい。

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 西普天間住宅地区に関する業務において、どれだけの市内業者が受注することができたか。

○参考人 平成26年度は3件、平成27年度は6件である。

○知名康司 委員 普天間飛行場関係の業務の受注も期待できるか。

○参考人 電気設備関係業務の参加資格基準に係る経営事項審査の点数が900点から1,500点の範囲であるが、市内企業の平均が600から800点、県内の大手企業でも1,200点程度であり、県外から大手の企業が参入した場合受注は難しい状況である。

○参考人随行者（津覇） 市内の土木関係業者の最高点数は1,067点、建築関係業者では1,006点である。県内大手の業者でも1,200点前後であると考えている。

○知名康司 委員 防衛局発注の業務は点数が高い業者が受注している状況か。

○参考人 市内業者から見るとそのような状況である。

○宮城司 委員 本陳情を提出するに当たり、経緯を御説明いただきたい。

○大城政利 議長 全国市議会議長会基地協議会から地元調達に関する改善要望について調査があり、議長から宜野湾市商工会へ回答依頼を行い、回答していただいた。それに付随し、地元の宜野湾市議会にも陳情を行ったという経緯である。

○宮城司 委員 昨年も防衛局へ市内業者の優先発注について要請を行った経緯があるが、その後、総合評価の点数の範囲等についてどのような回答があったか。

○参考人 以前要請を行ったことにより、6市町村に範囲を狭めていただいたことは評価できるが、基地のない市町村が含まれている状況であり、宜野湾市を特に評価していただきたいという点について回答はいただけていない。

○宮城司 委員 防衛局の受注経験のない業者が受注できないという件に関して、以前と変わった点はあるか。

○参考人随行者（津覇） 防衛局は平成18年から総合評価方式を採用しており、県や市等の公共工事を行っていても考慮されないため、防衛局発注の工事を受注していない業者は難しい状況である。また、最近防衛局から特定地域の実績については評価する旨の通知が来ているが、受注につながったかは確認できていない。

○米須清正 委員 西普天間住宅地区の工事に関する業務の優先発注について昨年、要請に行ったが、受注状況はどのように変わったか。

○参考人 大幅な変化はないと考える。

○米須清正 委員 先ほど、総合評価方式の点数について説明があったが、市内業者に対しては点数を下げたいとの要望か。

○参考人 宜野湾市のみ点数を下げることはできないと考えるため、普天間飛行場を擁する宜野湾市に対し、特定地域として設定し、加点していただきたい。

○参考人随行者（津覇） 沖縄県や総合事務局発注の工事では、地元の業者と共同企業体を組織することで加点する制度を採用している。その制度を導入することで市内業者は実績を積むことができると考える。

- 知念秀明 委員 宜野湾市商工会として防衛局に要請を行ったか。
- 参考人 普天間地域に含まれる市町村については検討するとの回答を得ている。
- 知念秀明 委員 宜野湾市議会から防衛局への意見書送付を希望していると考えますが、意見書のたたき台を提出していただきたい。
- 参考人 提出してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第55号 沖縄県独自の特定失踪者救出の為の特段の配慮について

～趣旨説明～

○参考人 警視庁の発表によると、沖縄県には特定失踪者が33名存在し、人口比例では全国で2番目に多い。今後の被害拡大を防ぐため、沖縄県へ下記の要請を行っていただきたい。

- 1、特定失踪者の啓発のため、県独自のポスターを作成すること。
- 2、作成したポスターを県内公共施設へ掲示すること。
- 3、県及び宜野湾市に特定失踪者等に関する担当者を配置し、県ホームページで特定失踪者に関する情報提供を求めること。

～質疑・答弁～

○米須清正 委員 沖縄県には33名の特定失踪者が存在することだが、全員が北朝鮮による拉致被害と認定されているのか。

○参考人 拉致被害者ではなく、特定失踪者であり、県警のホームページで情報公開されている23名を含め、33名の特定失踪者が存在している。

○米須清正 委員 特定失踪者の人数はいつ明らかになったのか。

○参考人 時期については把握していない。

○知名康司 委員 参考人は特定失踪者の家族か。

○参考人 兄が特定失踪者であり、昭和58年4月に福井県で失踪した。

○知名康司 委員 北朝鮮による拉致と認められる要素はあるか。

○参考人 断定できるような証拠はないが、職場の寮に貴重品を残したまま失踪しており、当時警察でも事件や事故として取り扱われなかった。

○知名康司 委員 うるま市平安座には他にも特定失踪者がいるか。

- 参考人 金武川榮輝さんという方が特定失踪者であり、漁船で石垣市からフィリピンに向けて航海中、失踪した。
- 知名康司 委員 沖縄県の特定失踪者のうち、10名が情報を非公開としている理由をお聞きしたい。
- 参考人 情報が公開された場合、家族に対し、さまざまな意見が寄せられるためであると考えます。
- 知名康司 委員 本陳情は県に対してポスター作成等の啓発活動を求めているとのお趣旨であると認識してよいか。
- 参考人 そのとおりである。宜野湾市内にも2名の特定失踪者が存在していることから、宜野湾市にも啓発に取り組んでいただきたい。
- 呉屋等 委員 補足であるが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方に関するポスターは内閣府が作成しており、毎年12月15日から1週間は啓発週間となっている。本陳情は、特に沖縄県の特定失踪者に対する啓発ポスターを作成していただきたいとの内容である。また、本市では昨年と同様の陳情を受け、市民生活課に担当者を設置した。
- 知念秀明 委員 沖縄県にも同様の陳情を行ったのか。
- 参考人 現在調整中であり、陳情を提出する予定である。
- 宮城司 委員 県内には家族の会等の組織があるか。
- 参考人 ないと思われる。
- 宮城司 委員 特定失踪者とはどのように認定されるのか。
- 参考人 特定失踪者問題調査会という団体が家族からの申請に基づき調査し、認定している。
- 宮城司 委員 民間の団体が調査し、その結果を内閣府等に伝達しているという認識でよいか。
- 参考人 そのとおりである。
- 知名康司 委員 沖縄から本土等へ出向き、失踪した場合等についても特定失踪者として認定されるのか。
- 参考人 北朝鮮による拉致の可能性も否定できないことから特定失踪者問題調査会へ調査を依頼し、認定を受けた。
- 呉屋等 委員 県に対して意見書を提出してほしいとのことだが、内容はどのようにすればよいか。
- 参考人 陳情書に記載されている内容を参考に作成し、提出いただきたい。
- 呉屋等 委員 他市にも同様の陳情を提出したとのことであるが、審議状況を把握していればお聞きしたい。
- 参考人 豊見城市議会では議員配布になったとのことである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第77号 平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第82号 平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

【議題】

議案第94号 市道の認定について

議案第95号 市道の廃止について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後0時22分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後0時29分）

【議題】

陳情第54号 市内企業（土木建設コンサルタント）に業務優先発注と高度で規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について

陳情第60号 我如古4丁目バイパス周辺から嘉数小学校に至る下水（排水）処理改善についての要望

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で陳情第54号を採択。陳情第60号について、当該道路側溝の異物除去等の措置を講じた上、道路の改修が必要であるか検討すべきとの議論がなされ、趣旨採択すべきものと決する。

【議題】

陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記2件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることに決定。

【議題】

陳情第55号 沖縄県独自の特定失踪者救出の為の啓発活動についての陳情

陳情第66号 宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について

【審査期限延長の要求】

上記2件については、なお慎重に審査する必要があるため、12月16日まで審査期限を延長するよう議長に要求することに決定。

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

（散会時刻 午後0時33分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成28年12月15日(木) 4日目

午後 4時22分 開議
午後 4時56分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(なし)

--	--

○参考人(なし)

--	--

○説明員(なし)

--	--

○議会事務局職員出席者

主 事	渡 嘉 敷 真
-----	---------

○会議に付した事件

議 番	案 号	件 名
陳 第 5	情 5 号	沖縄県独自の特定失踪者救出の為の啓発活動についての陳情
陳 第 6	情 6 号	宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について
意 第 2	見 5 号 書	米軍基地内工事における宜野湾市内建設業者への受注機会に関する意見書

第402回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成28年12月15日（木）第4日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第4日目の会議を開きます。（開議時刻 午後4時22分）

【議題】

陳情第55号 沖縄県独自の特定失踪者救出の為の啓発活動についての陳情

～質疑・答弁～

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時23分）

※休憩中に各会派での調整結果について確認し、各委員から会派で了承を得た旨を報告。意見書の提出については、県のみに対して意見書を送付した事例がないため、なお慎重に検討する必要があることや、本件の内容が意見書の提出根拠である地方自治法第99条規定に合致するかについても精査する必要があることを踏まえ、陳情は趣旨採択とし、意見書の提出については今後も継続して調査することとなった。

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時33分）

【質疑終結】

【討論】

なし

【審査結果】

全会一致で趣旨採択。

【議題】

陳情第66号 宜野湾市内建設業者への工事受注機会の特段の配慮について

～質疑・答弁～

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時35分）

※各会派での調整結果について確認し、各委員から会派で了承を得た旨を報告。

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時38分）

【質疑終結】

【討論】

なし

【審査結果】

全会一致で採択。

【議題】

意見書第25号 米軍基地内工事における宜野湾市内建設業者への受注機会に関する意見書

～質疑・答弁～

○知念秀明 委員 意見書案の文言修正をいただきたい。記1の「宜野湾市を特定評価地域としてさらに加点評価対象としていただきたい」の部分について、現在特定評価地域という制度はなく、新たに設定していただきたいとの趣旨であることから「宜野湾市を新たに特定評価地域としていただき、さらに加点評価対象としていただきたい」に変更すべきであると考えている。

○伊佐哲雄 委員 前後の文脈を考慮すると「宜野湾市を新たに特定評価地域とし、さらに加点評価対象としていただきたい」とするのはいかがか。

○宮城司 委員 意見書案6行目の「深刻な不安が惹起しております」という部分について、表現がわかりにくいことから「深刻な不安を抱えております」とすべきであると考えている。

○呉屋等 委員長 以上の点を修正した意見書案について採択してよいか。

(「異議なし」という者あり)

○呉屋等 委員長 意見書の要請方法についてお諮りしたい。あて先については、内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長とし、沖縄防衛局長へは直接要請してまいりたい。沖縄防衛局へは、経済建設常任委員会委員と議長、副議長及び公明党から1名、社民・市民クラブから1名の計11名で要請してまいりたいが、いかがか。

(「異議なし」という者あり)

【討論】

なし

【審査結果】

修正した意見書案について、全会一致で採択。

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時56分)